

## 賃貸借仕様書（案）

- 1 賃貸借物件・数量  
自動体外式除細動器（以下「AED」という。） 61式
- 2 納入場所  
浜松市立西小学校 外60校（AED配置校一覧のとおり）  
小・中学校については各学校1式を納入すること。
- 3 賃貸借期間  
令和8年6月1日から令和13年5月31日までの60か月
- 4 支払方法  
月払い
- 5 AED賃貸借仕様
  - (1) 機器
    - ・ AED一式の構成は次のとおりとすること。
      - ① AED本体（バッテリー、標準的な付属品を含む）
      - ② 成人・小児共用の電極パッド（2組）
      - ③ キャリングバック
      - ④ レスキューキット（はさみ、ひげそり、タオル、手袋）※①、②及び④は③に収納することができること。  
原則として新品（未使用品）であること。
    - ・ 小児対応ができ、容易に成人用と小児用の切り替え等が行えること。
    - ・ 日本語の音声アナウンスによる、AEDの操作ガイドが行われること。
    - ・ 日常点検として、AED本体、電極パッド、バッテリー容量等についてセルフテストを行い、使用可能な状態であることを、表示により目及びWEB上で確認できること。
    - ・ 日常点検結果（電極パッド使用期限、バッテリーの残量）をWEB上で確認でき、AEDの異常時などに登録したメールアドレスに情報を送信できる遠隔監視システムが利用できること。
    - ・ バッテリーは70回程度の除細動又は動作時間2時間程度を有すること。
    - ・ 心電図などのデータの保存・出力ができること。
    - ・ スタンバイ（待機）時の温度条件は0度～50度を満たすこと。
    - ・ 屋外用のAED保管ボックス（天竜区以外についてはAED310K（B）、AED屋外型防水BOX-OT（フクダ電子オリジナル）及びこれらの製品の規格・品質・性能等が同等以上の製品（以下「同等品」という。）、天竜区についてはAED220K（B）及び同等品）を用いて屋外に保管する場合も正常に機能すること。
  - (2) 参考機種
    - ・ AED3100（製造元：日本光電工業㈱）
    - ・ ハートスタートFRxte（製造元：㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン）  
など※上記機種以上の性能を有すること
- 6 保守業務
  - (1) 賃貸借期間内において、消耗品（バッテリー、電極パッド）の無償交換（交換品の処分を含む。）、機器に異常が生じた際の対応など、常時、正常に使用できる状態を保つこと。バッテリー残量低下等によりAEDが使用不可となった場合

には、迅速に代替品を用意すること。電極パッドについては、メーカーが定める有効期限に達した場合は、無償交換とすること。ただし、機器を使用した際の消耗品の交換は除く。

(2) 保守業務を行った際は、書面にて賃借人に報告すること。

## 7 その他

- (1) AED本体及び付属品の保証期間は、原則としてメーカーが定める標準保証期間とすること。保証期間中において、製造上又は品質上の不具合が発生した場合は、受注者の責任において無償で修理又は交換すること。
- (2) 前号にかかわらず、納入後1年間に発生した初期不良については、受注者の責任において無償で修理又は同等品以上の新品と交換すること。ただし、AEDの作動又は実使用に伴う消耗品の交換については、この限りでない。
- (3) 納品場所は、各学校（AED配置校一覧のとおり）とし、納品時については、AEDをセットアップして引き渡すこと。
- (4) 賃借人が必要とする時に、使用方法等についての説明を行うこと。
- (5) 各学校及び所管課からAEDに関する質問等があった際には、回答の対応を行うこと。
- (6) AEDについて、契約期間中に盗難等の事故があった場合（賃借人の故意又は過失による場合を除く。）には、代替器（バッテリー、電極パッド含む）での対応ができるよう措置を講ずること。
- (7) AEDを使用する事例が生じた際には、保存された心電図などのデータを紙媒体に印刷して賃借人へ提供すること。かかる費用については、使用事例の発生の都度、協議とする。
- (8) 賃貸借料にはAEDの引渡しの際に要する調整等の費用を含むものとする。
- (9) 賃貸人は、必要と思われる事項について事前に賃借人と協議し、指示を受けること。
- (10) 機器の梱包材等は、賃貸人が責任を持って処分すること。
- (11) 契約期間の満了後には、速やかに機器を撤去すること。撤去に要する費用は賃貸人の負担とする。
- (12) この仕様について疑義が生じた場合は、賃借人へ連絡し指示を受けること。